

令和4年度 静岡県立観音山少年自然の家 利用受入れ要領

1 利用対象期間

令和4年4月5日（火）から令和5年3月26日（土）まで

2 利用対象団体

- (1) 義務教育諸学校、幼稚園、保育園、こども園、高等学校、大学等
- (2) 少年団体、家族
- (3) 静岡県教育委員会が許可した団体

3 定員 200人程度

4 使用料

	区 分	使 用 料	備 考
1	生徒・児童・幼児	1人1泊220円	幼・小・中学校の在学者並びにこれらに準ずる者
2	学生・生徒	1人1泊650円	大学・高等学校の在学者並びにこれらに準ずる者
3	勤労青年	1人1泊650円	勤労に従事し、団体活動に取り組んでいる満26才未満の者
4	指導者	1人1泊650円	「区分1、2、3」に該当する者を有する団体における指導者
5	その他の者	1人1泊1,100円	
<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日帰りの場合は、半額とする。</li> <li>・「団体活動」とは青少年の健全育成のための活動を指す。</li> <li>・食事代は通常朝昼夕の3食で1,880円（幼児：3食1,670円） （高齢者や幼児については、食費が変更できる場合があります。）</li> <li>・シーツ代一式 190円</li> </ul>			

※条例改正により、料金が変わる可能性があります。

5 申込開始日・期限、申込み先、申込み方法

(1) 申込開始日・期限

	区 分	申込開始日	申込期限
1	義務教育諸学校 高等学校 幼稚園 保育園 こども園	令和3年4月6日（火）	<b>【第1次申込期限】</b> 令和3年5月31日（月） ※第1次申込期限以降は、 利用日の1か月前まで
2	少年団体・大学 家族等 （10人以上）	令和4年1月7日（金） 午前10時から電話受付 （申込み順）	利用日の1か月前まで
3	静岡県教育委員会が 許可する団体	令和4年1月7日（金） 午前10時から電話受付 （申込み順）	利用日の1か月前まで

(2) 申込み先

郵便番号 4 3 1 - 2 2 0 1  
住 所 静岡県浜松市北区引佐町東久留女木字観音山  
施 設 名 静岡県立観音山少年自然の家  
電 話 0 5 3 - 5 4 5 - 0 1 1 1  
F A X 0 5 3 - 5 4 5 - 0 3 6 3

(3) 申込み方法

- ① 義務教育諸学校・幼稚園・保育園・こども園・高等学校の場合  
別添令和4年度利用申込書の該当事項を記入し、郵送またはFAXにて申し込んでください。
- ② 少年団体・一般団体等の場合  
電話による申込み後、申込書を郵送またはFAXにて申し込んでください。  
※利用申込書は、観音山少年自然の家ホームページからダウンロードできます。

6 申込みから決定まで

(1) 義務教育諸学校・幼稚園・保育園・こども園・高等学校の場合

① 利用案内送付	令和3年3月末まで
② 第1次申込期限	令和3年5月31日(月)
③ 電話での利用日の相談調整	令和3年6月～
④ 「利用日のお知らせ」発送	令和3年7月末まで

※希望外の利用日の決定につきましては、事前に相談・調整をさせていただきます。

※第1次申込期限以降は、利用日の1か月前まで受け付けます。

(2) 少年団体等一般団体の場合

① 申込開始(電話受付)	令和4年1月7日(金) 10時から
② 「利用申込書」提出	申込み団体から自然の家へ
③ 「利用日のお知らせ」発送	

※利用日の1か月前まで受け付けます。

7 利用できない団体

○公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる団体。

- ・静岡県暴力団排除条例(平成23年条例第25条)第2条第1号に掲げる暴力団及び同条第3号に掲げる暴力団員等が使用する場合。
- ・わいせつ文書、図画その他の物の頒布、販売、陳列もしくはわいせつ行為、又はとばく行為を行うおそれがある場合。
- ・不正、詐欺的な行為を行うおそれがある場合。

8 その他

- ・本所の御利用を第1希望に考えている団体の方は、お申し込みください。
- ・本所からの「利用日のお知らせ」の発送をもって、利用日の正式決定となります。
- ・利用日の変更やキャンセルが生じた場合は、速やかに連絡してください。
- ・御不明な点がある場合は、観音山少年自然の家まで問い合わせてください。

担 当 事業班 鈴木 信吾  
電 話 053-545-0111  
F A X 053-545-0363